

大阪府特別職報酬等審議会 審議概要

1. 日時 平成 27 年 7 月 8 日 14 時 00 分から 15 時 40 分

2. 場所 大阪府公館

3. 出席者

(委員)

池田会長、尾池委員、倉持委員(会長代理)、藤本委員、山本委員

(大阪府)

村上人事局長

[人事局企画厚生課]

田村課長、伊藤参事、奥野企画調整補佐、廣永企画総括主査、山岡主事、上野主事

4. 議題

- (1) 知事の退職手当について
- (2) 副知事の退職手当について
- (3) 知事及び副知事の給料の額について

5. 議事要旨

(1) 知事の退職手当について

①資料について事務局より説明

②委員意見等

- ・大阪市の状況と同じ考えでよいかと思うが、退職手当に関して大阪市は旧五大都市の下位ということなので、大阪府も他府県の上位 5 番目程度にするのが妥当ではないか。
- ・大阪府の退職手当の額が全都道府県で最下位というのは、府の規模や職責等を考えるとどうなのか。人材確保の観点からも、同規模の都道府県と比べ、相応の水準を払うべきではないか。
- ・中長期的な視点で報酬のあり方を考えていくべき。
- ・最高裁判所裁判官を参考にしているとのことだが、退職金は報酬月額と支給倍率の積数であり、倍率だけ取り出して比較するのはいかなものか。
- ・平成 23 年の答申を踏まえた現状の水準を変更するのであれば、府民の理解を得るためにも、しっかりとした根拠があるのではないか。
- ・議員の退職手当がない一方で、同じ政治家として選ばれた知事に退職手当があるのはいかなものか。

- ・任期でいくらと退職手当の額を見ると、金額の水準のイメージがわかりにくい。
- ・年収で見ると、知事が任期中に受け取る金額を住民にわかってもらいやすいと考えるのであれば、退職手当を廃止した大阪市のような取扱いも一つの案では。
- ・民間企業では廃止後に役員報酬や賞与に振分けているところもあるようなので、それを参考に、年収でいくらくらいにするかを考えるのではどうか。
- ・退職手当をもらわないとする場合、知事が自主返還しているのか。
（事務局より）⇒条例を制定しカットしている。
- ・現状、カットをしていると思うが、それはどうなるのか。
（会長より）⇒本来、審議会で議論すべき、制度論としての水準のみの議論としたいと考えている。いかがか。
→委員了承
- ・（会長より）⇒本日の意見を踏まえ、次回審議会で、事務局よりいくつか案を提示していただき、それを基に再度議論するという形でよいか。
→委員了承

（２）副知事の退職手当について

①資料について事務局より説明

②委員意見等

- ・知事と同様の考え方だが、他の都道府県と比較すると現状はあまりに低すぎるのでは。
- ・企業の役員にしても、行政のトップにしても、近年、コンプライアンスの強化等で責任が重くなってきており、それにふさわしい報酬を払うべき。
- ・最高裁判所裁判官を参考にしているとのことだが、裁判官は年齢が高く、長期勤続の人が多いように思うが、それをそのまま準用するのは少し違うのでは。個別の職責にあった金額で考えるべきではないか。
- ・知事の際と同じ意見だが、平成 23 年の答申を踏まえた現状の水準を変更するのであれば、府民の理解を得るためにも、しっかりとした根拠があるのではないか。
- ・厚みのある根拠を示さなければ、変更するのを府民の方に理解してもらえないのではないか。
- ・公選職である知事とは違うという点を考えると、任期はあるが、退職手当を払うことの違和感はないのでは。
- ・府職員から副知事になる場合、職員を退職した時点で精算されるのか。
（事務局より）⇒精算される。
- ・（会長より）⇒本日の意見を踏まえ、次回審議会で事務局より、いくつか案を提示していただき、それを基に再度議論するという形でよいか。
→委員了承

(3) 知事及び副知事の給料について

①資料について事務局より説明

②委員意見等

- ・退職手当のところで年収の方がわかりやすいのではとの話があったので、退職手当を含めて、年収で金額を考えたほうがよいのでは。
- ・金銭面や生活面で余裕のある人しか知事、副知事になれないような給料ではなく、職責を担っていることを考えると、しっかりとした報酬を払うべきで、この額をみると低いのでは。
- ・給料やもちろん退職金もだが、民間はまず金額の水準を決め、その後で、給料に応じてどういう割合を乗じるかで決めているように思う。やはり、わかりやすいよう年収で考えるほうがよいのでは。
- ・過去の答申を基に決めているものであり、水準を変更するのであれば、しっかりとした根拠を示す必要があるのでは。
- ・一般職の給与改定率は、物価の変動や民間の動向も含んだものであるのだろうし、論拠も十分にあるところなので、これを参考にしての改定は問題ないのでは。
- ・(会長より) ⇒本日の意見を踏まえ、次回審議会事務局より、いくつか案を提示していただき、それを基に再度議論するという形でいかがか。

→委員了承

(4) その他

- ・(会長より) ⇒次回審議会では、本日審議した内容に加え、教育長の給料についても審議を始めるということによいか。

→委員了承